

大 村 市 地 域 防 災 計 画

大 村 市 水 防 計 画

(令和 5 年修正)

大 村 市 防 災 会 議

【 目 次 】

—— 地 域 防 災 計 画 編 ——

第1編 総 則

第1章 計画の方針	総一	1 (1)
第 1 節 計画の目的	総一	1 (1)
第 2 節 計画の性格・範囲	総一	1 (1)
第 3 節 防災の基本理念	総一	2 (2)
第 4 節 計画の習熟	総一	2 (2)
第2章 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	総一	3 (3)
第3章 大村市の概況	総一	8 (8)
第 1 節 自然条件	総一	8 (8)
第 2 節 社会条件	総一	10 (10)
第4章 計画の前提	総一	12 (12)
第 1 節 総 説	総一	12 (12)
第 2 節 風水害の想定	総一	12 (12)
第 3 節 地震・津波被害の想定	総一	13 (13)

第2編 災害予防計画編

第1章 災害に強い人・組織づくり	予防一	1 (25)
第 1 節 防災知識の普及	予防一	1 (25)
第 2 節 防災訓練	予防一	2 (26)
第 3 節 自主防災組織等の育成	予防一	3 (27)
第 4 節 施設・学校等における防災体制づくり	予防一	5 (29)
第 5 節 防災のための調査研究	予防一	7 (31)
第2章 災害に強いまちづくり	予防一	8 (32)
第 1 節 市街地等の整備	予防一	8 (32)
第 2 節 公共施設等の耐震・耐火構造化の推進	予防一	8 (32)
第 3 節 危険物貯蔵施設等の整備	予防一	9 (33)
第 4 節 ライフライン関連施設等の機能維持	予防一	10 (34)
第 5 節 道路（橋りょう）等の整備	予防一	12 (36)
第 6 節 鉄道施設の整備	予防一	12 (36)
第 7 節 河川等の整備	予防一	13 (37)
第 8 節 港湾・漁港等の整備	予防一	14 (38)

第 9 節	崖、ブロック塀等の崩・倒壊防止対策		予防—14(38)
第10節	落下物等の防止対策		予防—14(38)
第11節	液状化対策		予防—15(39)
第12節	津波浸水対策		予防—15(39)
第13節	土砂災害対策		予防—15(39)
第14節	河川の浸水対策		予防—17(41)
第15節	火災予防		予防—20(44)
第3章	応急活動体制の整備		予防—23(47)
第 1 節	防災拠点の整備		予防—23(47)
第 2 節	情報収集・伝達体制の整備		予防—23(47)
第 3 節	災害時の相互協力・応援体制の整備		予防—24(48)
第 4 節	業務継続体制の確立		予防—24(48)
第4章	消防・救助・応急医療体制の整備		予防—25(49)
第 1 節	消防・救助体制の整備		予防—25(49)
第 2 節	応急医療体制の整備		予防—26(50)
第5章	救援体制の整備		予防—28(52)
第 1 節	避難体制の整備		予防—28(52)
第 2 節	備蓄体制の整備		予防—29(53)
第 3 節	生活救援体制の整備		予防—30(54)
第 4 節	要配慮者支援体制の整備		予防—31(55)
第 5 節	緊急輸送路の整備		予防—32(56)

第3編 災害応急対策計画編

第1章	風水害対策計画		風水害—1(57)
第 1 節	応急活動体制		風水害—1(57)
第 2 節	情報・通信		風水害—18(74)
第 3 節	広報及び広聴活動		風水害—29(85)
第 4 節	広域応援活動		風水害—30(86)
第 5 節	自衛隊の派遣要請		風水害—31(87)
第 6 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請		風水害—35(91)
第 7 節	水防活動		風水害—35(91)
第 8 節	救急・救助活動		風水害—36(92)
第 9 節	避難対策		風水害—38(94)
第10節	応急医療救護		風水害—40(96)
第11節	災害警備		風水害—42(98)

第 1 2 節	緊急輸送		風水害—4 3 (9 9)
第 1 3 節	飲料水、食糧、生活必需品等の供給		風水害—4 5 (1 0 1)
第 1 4 節	ライフライン・通信等の応急対策		風水害—4 8 (1 0 4)
第 1 5 節	公共施設等の応急対策		風水害—5 9 (1 1 5)
第 1 6 節	遺体の捜索・収容及び埋・火葬		風水害—6 1 (1 1 7)
第 1 7 節	環境・保健衛生対策		風水害—6 3 (1 1 9)
第 1 8 節	障害物の除去対策		風水害—6 5 (1 2 1)
第 1 9 節	災害の拡大防止・二次災害防止対策		風水害—6 6 (1 2 2)
第 2 0 節	応急住宅対策		風水害—6 9 (1 2 5)
第 2 1 節	農林水産業施設等の応急対策		風水害—7 1 (1 2 7)
第 2 2 節	文教応急対策		風水害—7 1 (1 2 7)
第 2 3 節	労務供給		風水害—7 4 (1 3 0)
第 2 4 節	被害等に関する報告		風水害—7 5 (1 3 1)
第 2 章	地震災害対策計画		地震災害— 1 (1 3 8)
第 1 節	応急活動体制		地震災害— 1 (1 3 8)
第 2 節	情報・通信		地震災害—1 8 (1 5 5)
第 3 節	広報及び広聴活動		地震災害—2 7 (1 6 4)
第 4 節	広域応援活動		地震災害—2 8 (1 6 5)
第 5 節	自衛隊の派遣要請		地震災害—2 9 (1 6 6)
第 6 節	長崎県防災ヘリコプター派遣要請		地震災害—3 3 (1 7 0)
第 7 節	消防活動		地震災害—3 3 (1 7 0)
第 8 節	救急・救助活動		地震災害—3 4 (1 7 1)
第 9 節	帰宅困難者対策		地震災害—3 6 (1 7 3)
第 1 0 節	避難対策		地震災害—3 7 (1 7 4)
第 1 1 節	応急医療救護		地震災害—3 9 (1 7 6)
第 1 2 節	災害警備		地震災害—4 1 (1 7 8)
第 1 3 節	緊急輸送		地震災害—4 2 (1 7 9)
第 1 4 節	飲料水、食糧、生活必需品等の供給		地震災害—4 5 (1 8 2)
第 1 5 節	ライフライン・通信施設等の応急対策		地震災害—4 8 (1 8 5)
第 1 6 節	公共施設等の応急対策		地震災害—6 0 (1 9 7)
第 1 7 節	遺体の捜索・収容及び埋・火葬		地震災害—6 2 (1 9 9)
第 1 8 節	環境・保健衛生対策		地震災害—6 3 (2 0 0)
第 1 9 節	障害物の除去対策		地震災害—6 6 (2 0 3)
第 2 0 節	災害の拡大防止・二次災害防止対策		地震災害—6 7 (2 0 4)
第 2 1 節	応急住宅対策		地震災害—7 0 (2 0 7)
第 2 2 節	農林水産業施設等の応急対策		地震災害—7 2 (2 0 9)
第 2 3 節	文教応急対策		地震災害—7 2 (2 0 9)
第 2 4 節	労務供給		地震災害—7 5 (2 1 2)
第 2 5 節	被害等に関する報告		地震災害—7 6 (2 1 3)

第3章 特殊重大災害対策計画		特殊—	1(220)
第1節 特殊重大災害の種類		特殊—	1(220)
第2節 応急活動体制の確立		特殊—	1(220)
第3節 情報収集・伝達		特殊—	2(221)
第4節 応急対策活動の実施		特殊—	2(221)
第5節 航空機災害応急対策		特殊—	3(222)
第6節 原子力災害対策		特殊—	4(223)

第4編 災害復旧・復興計画編

第1章 災害復旧計画		復旧復興—	1(225)
第1節 民生安定のための緊急措置		復旧復興—	1(225)
第2節 ライフライン施設の復旧		復旧復興—	4(228)
第3節 公共施設等の復旧		復旧復興—	6(230)
第4節 学校・教育施設等		復旧復興—	7(231)
第2章 災害復興計画		復旧復興—	8(232)
第1節 復興体制		復旧復興—	8(232)
第2節 復興計画の作成		復旧復興—	8(232)
第3節 復興計画の推進		復旧復興—	8(232)

———— 水 防 計 画 編 ————

第1章 総 則	……………	水防— 1 (2 3 3)
第 1 節 水防の責任	……………	水防— 1 (2 3 3)
第 2 節 津波に対する留意事項、安全配慮	……………	水防— 2 (2 3 4)
第2章 水防組織	……………	水防— 3 (2 3 5)
第 1 節 水防本部組織	……………	水防— 3 (2 3 5)
第 2 節 水防事務分掌	……………	水防— 4 (2 3 6)
第3章 重要水防区域・水防箇所	……………	水防— 5 (2 3 7)
第 1 節 重要水防区域	……………	水防— 5 (2 3 7)
第 2 節 重要水防箇所	……………	水防— 6 (2 3 8)
第4章 水防警報等を行う河川	……………	水防— 7 (2 3 9)
第 1 節 国が水防警報等を行う河川	……………	水防— 7 (2 3 9)
第 2 節 長崎県知事が水防警報等を行う河川	……………	水防— 7 (2 3 9)
第5章 水防警報・水位周知	……………	水防— 8 (2 4 0)
第 1 節 水防警報等の種類・内容及び発表基準	……………	水防— 8 (2 4 0)
第 2 節 通報・連絡	……………	水防— 9 (2 4 1)
第6章 気象・観測	……………	水防— 1 0 (2 4 2)
第 1 節 気象情報	……………	水防— 1 0 (2 4 2)
第 2 節 水防活動の利用に適合する注意報・警報	……………	水防— 1 0 (2 4 2)
第 3 節 水位の通報	……………	水防— 1 1 (2 4 3)
第7章 水防施設及び輸送	……………	水防— 1 2 (2 4 4)
第 1 節 水防倉庫及び水防資器材	……………	水防— 1 2 (2 4 4)
第 2 節 輸送の確保	……………	水防— 1 2 (2 4 4)
第8章 浸水想定区域及び洪水ハザードマップ	……………	水防— 1 3 (2 4 5)
第9章 水防活動	……………	水防— 1 6 (2 4 8)
第 1 節 水防巡視	……………	水防— 1 6 (2 4 8)
第 2 節 水防非常配備と出動	……………	水防— 1 7 (2 4 9)
第 3 節 水防作業	……………	水防— 1 8 (2 5 0)
第 4 節 堰堤（取水堰）ため池の操作	……………	水防— 2 1 (2 5 3)
第 5 節 警戒区域の指定	……………	水防— 2 1 (2 5 3)
第 6 節 避難・立退き	……………	水防— 2 2 (2 5 4)
第 7 節 水防解除	……………	水防— 2 2 (2 5 4)

第 8 節 水防顛末報告		水防— 2 2 (2 5 4)
第 1 0 章 水防信号・標識等		水防— 2 3 (2 5 5)
第 1 節 水防信号		水防— 2 3 (2 5 5)
第 2 節 水防標識		水防— 2 3 (2 5 5)
第 1 1 章 協力及び応援		水防— 2 4 (2 5 6)
第 1 節 河川管理者の協力		水防— 2 4 (2 5 6)
第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定		水防— 2 4 (2 5 6)
第 3 節 自衛隊の派遣要請		水防— 2 4 (2 5 6)

資料編

I	用語の解説		資一	1 (2 5 7)
II	関係法令・条例等		資一	7 (2 6 3)
III	大村市の現況		資一	1 5 (2 7 1)
IV	災害統計資料等		資一	2 9 (2 8 5)
V	各種通信設備の状況等		資一	4 1 (2 9 7)
VI	関係機関等		資一	4 4 (3 0 0)
VII	情報(伝達)系統		資一	4 6 (3 0 2)
VIII	指定避難所等		資一	5 0 (3 0 6)
IX	災害備蓄品等		資一	5 6 (3 1 2)
X	危険箇所等		資一	5 9 (3 1 5)
X I	様式類		資一	8 4 (3 4 0)
X II	県に対する報告・要請		資一	1 0 5 (3 6 1)
X III	各種協定一覧		資一	1 1 7 (3 7 3)